

## 非営利活動法人 茨城県防災士会 会員規程

### (目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 茨城県防災士会（以下「本法人」という）の会員が本法人の運営並びに諸事業に対し有する権利及び義務について定めたものである。

### (性 格)

第2条 会員は、本法人の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えになるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

### (会員の種類)

第3条 会員は、定款第6条に定める種類の通りとし、正会員は防災士または防災士と同等以上の防災知識・技能・経験を有する実務経験者、学識経験者とする。

2 賛助会員については特定の知識・技能・経験は問わない。

### (会 費)

第4条 定款附則6に基づき、会費は次の通りとする。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 正会員         | 1, 0 0 0円           |
| (2) 賛助会員（個人）    | 3, 0 0 0円           |
| (3) 賛助会員（法人・団体） | 1口 10, 0 0 0円（1口以上） |

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年とする。

### (会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。但し、年度の途中で新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

2 当該年度の会費を8月末日までに納入しなかった者は休会とする。

3 2年連続して会費を納入しなかった場合は資格を喪失する。

4 納入した会費は返還しない。

### (役 割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席
- (2) 事業活動への参加および支援

2 会員は、本法人が定める会員の倫理規程を順守しなければならない。

### (特 典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料、情報等の優先的配布を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。

### (規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 この規程を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

### (実 施)

第9条 この規程は、平成27年4月1日より実施する。

2 この改訂は、第4条2項 但し書を削除し、令和2年10月1日より実施する。

3 この改訂は、第5条3項と4項を変更し、令和3年4月1日より実施する。